

一般社団法人日本機械学会東海支部シニア会規約

2009年7月18日 制定

2022年1月15日 改正

日本機械学会東海支部シニア会

第1条 名称

本会を日本機械学会東海支部シニア会(以下、シニア会)と称する。

第2条 目的

シニア会会員の相互交流, 情報交換および懇親を図るとともに, 日本機械学会東海支部および機械工学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 会員資格

60才以上の日本機械学会東海支部会員でかつシニア会会員登録を行った者とする。ただし, 会費は無料とする。

第4条 役員および役員会

(1) 以下の役員を置き, 役員会を構成する。

会長 1名, 副会長 1名, 庶務幹事 1名, 支部担当幹事 1名。

会長はシニア会運営に関する全般を指揮する。副会長は会長を補佐し, 会長不在の際はその職を代行する。庶務幹事は会計を担当し, 諸事業の企画および実施に協力する。

(2) 支部担当幹事は日本機械学会東海支部長の代理とし, 支部との連携を図り, 会計監査の役割を担う。

(3) 会長はシニア会会員の推薦に基づいて運営委員会で決定する。

(4) 会長の任期は4年とする。ただし, その後は1年毎の延長を妨げない。

(5) 副会長および庶務幹事は会長が任命する。任期は会長の任期に準じる。

(6) 顧問を置くことができる。顧問は運営委員会で決定し, シニア会の運営に助言することができる。

第5条 運営委員会

(1) 役員および若干名の運営委員からなる運営委員会を構成し, シニア会の運営に当たる。

(2) 運営委員はシニア会会員の自薦または他薦に基づいて会長が任命する。

(3) 運営委員の員数および任期は特に定めないが, 適時の交代を図る。

(4) シニア会が行う事業を企画・遂行する際には, 臨時の実行委員会を設けることができる。

第6条 事務局

シニア会事務局は, 日本機械学会東海支部事務局内に置く。

第7条 事業

(1) 年度毎に日本機械学会東海支部シニア会総会を開催すること。なお, シニア会総会における議事は出席者の過半数で決する。

(2) 適時に交流会, 見学会, 講演会および懇親会等を開催すること。

(3) 日本機械学会東海支部の企画する事業に協力すること。

(4) その他シニア会の目的を達成するために適切と認められる事業を行うこと。

第8条 事業計画および事業報告

シニア会が行う諸事業はシニア会役員会およびシニア会運営委員会で計画し, シニア会総会における審議を経て, 日本機械学会東海支部幹事会に報告して承認を得る。

第9条 会計

(1) 会計年度は3月1日から翌年2月末日とする。

(2) シニア会の運営資金は, 日本機械学会東海支部交付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

(3) 運営資金の使途は役員会および運営委員会で審議し, シニア会総会において承認を得る。

(4) 年度毎の収支決算はシニア会総会における審議を経て, 日本機械学会東海支部幹事会に報告して承認を得る。

第10条 規約の改正

本規約の改正はシニア会総会において行い, 日本機械学会東海支部幹事会に報告して承認を得る。

以上